農地転用に関する意見書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

　　　地区土地改良区

代表理事組合長　　　　　　　　㊞

　　　　年　　月　　日付をもって申し出のあった農地の転用（作付転換）については、下記事項を遵守願えば支障ないものと認めます。

記

１．決裁金の支出について

　　　決裁金　　　　　　　　円也を　　　　年　　月　　日までに納入する。

　　　決裁金の算出基礎

　　　（１）国営土地改良事業負担金　　　　　　　　　　　　円

　　　（２）県営土地改良事業分担金　　　　　　　　　　　　円

　　　（３）団体営土地改良事業賦課金 　　　　　　　　円

　　　（４）滞納（未納）賦課金　　　　　　　　　　　　　　円

　　　（５）維持管理費その他決済を要すべき　　　　　　　　円

　　　　　　計　　　　　円／㎡×　　　　　＝　　　　　　　円

２．転用に際しての措置（条件）

　　　　住所　　　　字　　　地番　　　面積　　　　　　　用途

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡　　　田　⇒　雑種地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡